

仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例  
(以下、「附置義務駐輪場条例」という。)を改正しました。

仙台市では、駐輪需要への対応や路上への無秩序な駐輪防止を図るため、昭和  
62年に附置義務駐輪場条例を制定しています。

附置義務駐輪場条例では、商業地域及び近隣商業地域において一定規模以上の  
建築を行う事業者に対して、自転車等駐車場施設の附置を義務付けています。

このたび、附置義務駐輪場条例の一部を改正する条例を、令和4年4月1日に  
施行しました。

この改正により、令和4年4月1日以降に届出するものは、新しい基準が適用  
されます。

令和4年4月

仙台市

## 主な改正内容

### （１）大規模施設の義務付け台数算定基準の緩和

駐輪場の近年の利用実態を踏まえ、小売店舗・銀行等・遊戯場、映画館の大規模施設の附置義務台数を緩和します。

### （２）設置場所及び案内の明確化

附置義務駐輪場が利用しやすくなる取り組みとして、位置及び利用方法の表示を明確化することにより、駐輪場の認知度の向上を図り、利用を促進します。

### （３）車種別の台数割合の変更

近年の自転車とバイクの利用実態に合わせ、車種別の台数割合を変更します。

### （４）既存建築物への改正基準後の適用

改正前の基準で駐輪場施設を設置した既存建築物についても、届出により、改正後の基準を適用できます。

※附置義務駐輪場条例の概要では、下線部が変更となっております。

## 附置義務駐輪場条例の概要

### 1. 指定区域

都市計画法に規定する「商業地域」及び「近隣商業地域」

### 2. 対象施設と必要台数

下表の「施設の用途」に掲げる施設で、同表「店舗面積の規模」の新築又は増築をする建築物を「自転車等駐車場の台数の基準」により算定した台数が20台数以上となる場合は、対象になります。

別表第一（条例第三条、第四条、第六条関係）

| 施設の用途             | 店舗面積等の規模 | 自転車等駐車場の台数の基準 |
|-------------------|----------|---------------|
| ① 小売店舗            | 400㎡以上   | 20㎡ごとに1台      |
| ② 銀行その他これに類するもの   | 500㎡以上   | 25㎡ごとに1台      |
| ③ 遊技場、映画館         | 300㎡以上   | 15㎡ごとに1台      |
| ④ 専修学校その他これに類するもの | 600㎡以上   | 30㎡ごとに1台      |
| ⑤ 事務所             | 2,000㎡以上 | 100㎡ごとに1台     |

- ・ 混合用途施設（2以上の用途施設に供する施設）については、施設の用途ごとに自転車等駐車場の台数の基準により算定した台数の合計台数が20台以上である場合に適用になります。
- ・ 大規模施設の台数緩和措置は3ページをご参照ください。
- ・ 施設の用途の範囲

#### ① 小売店舗

飲食店・商品を販売しない店（クリーニング店・美容室・マッサージ店等）は含みません。

#### ② 銀行その他これに類するもの

その他これに類するものは、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合です。  
消費者金融、農協等は含みません。

#### ③ 遊技場、映画館

パチンコ店、ゲームセンター、ビリヤード場、ボーリング場、カラオケボックス等、  
劇場、演芸場、貸しホール等は対象となります。

#### ④ 専修学校その他これに類するもの

その他これに類するものは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十四条第一項に規定する各種学校その他文化又は体育に関する講習等を行う教室です。

専修学校、各種学校、音楽教室、語学学校、学習塾、スポーツ教室等は対象となります。

#### ⑤ 事務所

上記以外の事務所は対象となります。

・ 店舗面積等の算定方法

共通事項

階段・エレベータ・エスカレータ等の昇降施設・駐車場・駐輪場・設備機器室は含みません。

① 小売店舗

売り場、売り場間の通路、ショーウインド、ショールーム、承り所、物品加工修理場、事務室、物品倉庫（ストックヤード等）、従業員休憩所等を含みます。

② 銀行その他これに類するもの

営業室、ロビー、応接室、ショーウインド、ATM コーナー、事務室、会議室、従業員休憩所等を含みます。

③ 遊技場

遊戯室、景品交換所、事務室、景品倉庫、従業員休憩所等を含みます。

映画館

客席、ロビー、事務室、従業員休憩所等を含みます。

④ 専修学校その他これに類するもの

教室、事務室、応接室、実習室、休憩室等を含みます。

⑤ 事務所

事務室、応接室、倉庫、休憩室、役員室等を含みます。

・ 自転車・原動機付自転車及び自動二輪車の台数割合

条例等改正により、令和4年4月1日施行日から、近年の自転車とバイクの利用実態に合わせ、車種別の台数割合を変更します。

自転車（90/100）・原動機付自転車（5/100）・自動二輪車（5/100）

### 3. 台数の算定方法（小数点以下、切り捨て）

新築、施設の増築又は大規模の修繕等の場合

① 用途が一つの施設：店舗面積等÷自転車等駐車場の台数の基準

② 混合用途施設：用途ごと（店舗面積等÷自転車等駐車場の台数の基準）に算定した合計台数

別表第一（条例第三条、第四条、第六条関係）

| 施設の用途                              | 店舗面積等の規模 | 自転車等駐車場の台数の基準 |
|------------------------------------|----------|---------------|
| 小売店舗                               | 400㎡以上   | 20㎡ごとに1台      |
| 銀行その他これに類するもの<br>（以下「銀行等」という。）     | 500㎡以上   | 25㎡ごとに1台      |
| 遊技場、映画館<br>（以下「遊技場等」という。）          | 300㎡以上   | 15㎡ごとに1台      |
| 専修学校その他これに類するもの<br>（以下「専修学校等」という。） | 600㎡以上   | 30㎡ごとに1台      |
| 事務所                                | 2,000㎡以上 | 100㎡ごとに1台     |

#### 4. 大規模施設の台数緩和措置の算定方法（小数点以下、切り捨て）

条例改正により、令和4年4月1日施行日から、小売店舗・銀行等・遊戯場等の店舗面積等の区分を5,000㎡以上から1,000㎡以上に緩和します。

また、小売店舗・銀行等・遊戯場等の店舗面積等が10,000㎡を超える場合の自転車等駐車場の台数は0台に緩和します。（面積の上限を設けます。）

大規模施設の新築、大規模施設の増築又は大規模施設の大規模の修繕等の場合

- ① 用途が一つの施設：別表第二の店舗面積等の区分ごと（店舗面積等の区分÷自転車等駐車場の台数の基準）で算定した合計台数

※小売店舗・銀行等・遊戯場等の店舗面積等が、1,000㎡以上、専修学校等・事務所の店舗面積等が5,000㎡以上の施設は緩和措置が適用できます。

- ② 混合用途施設：別表第三の合計面積の区分ごとの自転車等駐車場の台数で算定した合計台数

※混合用途施設で各用途の店舗面積等の合計面積が1,000㎡以上については、別表第三（ア）欄の用途に応じ、同表（イ）欄の区分ごとに、それぞれ算定した同表（ウ）欄の台数を合計した台数として緩和措置が適用できます。

別表第二（第五条関係）

| （ア）   | （イ）                   | （ウ）           |
|-------|-----------------------|---------------|
| 施設の用途 | 店舗面積等の区分              | 自転車等駐車場の台数の基準 |
| 小売店舗  | 1,000㎡までの部分           | 20㎡ごとに1台      |
|       | 1,000㎡を超え5,000㎡までの部分  | 40㎡ごとに1台      |
|       | 5,000㎡を超え10,000㎡までの部分 | 80㎡ごとに1台      |
|       | 10,000㎡を超える部分         | 0台            |
| 銀行等   | 1,000㎡までの部分           | 25㎡ごとに1台      |
|       | 1,000㎡を超え5,000㎡までの部分  | 50㎡ごとに1台      |
|       | 5,000㎡を超え10,000㎡までの部分 | 100㎡ごとに1台     |
|       | 10,000㎡を超える部分         | 0台            |
| 遊技場等  | 1,000㎡までの部分           | 15㎡ごとに1台      |
|       | 1,000㎡を超え5,000㎡までの部分  | 30㎡ごとに1台      |
|       | 5,000㎡を超え10,000㎡までの部分 | 60㎡ごとに1台      |
|       | 10,000㎡を超える部分         | 0台            |
| 専修学校等 | 5,000㎡までの部分           | 30㎡ごとに1台      |
|       | 5,000㎡を超える部分          | 60㎡ごとに1台      |
| 事務所   | 5,000㎡までの部分           | 100㎡ごとに1台     |
|       | 5,000㎡を超える部分          | 200㎡ごとに1台     |

別表第三（第五条関係）

| (ア)   | (イ)                  | (ウ)                               |                              |
|-------|----------------------|-----------------------------------|------------------------------|
| 施設の用途 | 合計面積の区分              | 自転車等駐車場の台数                        |                              |
| 小売店舗  | 1,000㎡までの部分          | (A／20) 台                          |                              |
|       |                      | A＝1,000×（小売店舗面積割合）                |                              |
|       | 1,000㎡を超え5,000㎡までの部分 | 合計面積が5,000㎡未満である場合                | (B／40) 台                     |
|       |                      | 合計面積が5,000㎡以上である場合                | B＝{（合計面積）－1,000}×（小売店舗面積割合）  |
|       | 5,000㎡を超える部分         | 合計面積が5,000㎡以上である場合                | (C／40) 台                     |
|       |                      | 小売店舗の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合  | C＝4,000×（小売店舗面積割合）           |
| 銀行等   | 1,000㎡までの部分          | 小売店舗の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合  | (D／80) 台                     |
|       |                      | 小売店舗の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合  | D＝{（合計面積）－5,000}×（小売店舗面積割合）  |
|       | 1,000㎡を超え5,000㎡までの部分 | 銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合   | (E／80) 台                     |
|       |                      | 銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合   | E＝10,000－A－C                 |
|       | 5,000㎡を超える部分         | 銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合   | (F／25) 台                     |
|       |                      | 銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合   | F＝1,000×（銀行等面積割合）            |
| 遊技場等  | 1,000㎡までの部分          | 合計面積が5,000㎡未満である場合                | (G／50) 台                     |
|       |                      | 合計面積が5,000㎡以上である場合                | G＝{（合計面積）－1,000}×（銀行等面積割合）   |
|       | 1,000㎡を超え5,000㎡までの部分 | 銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合   | (H／50) 台                     |
|       |                      | 銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合   | H＝4,000×（銀行等面積割合）            |
|       | 5,000㎡を超える部分         | 銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合   | (I／100) 台                    |
|       |                      | 銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合   | I＝{（合計面積）－5,000}×（銀行等面積割合）   |
| 専修学校等 | 1,000㎡までの部分          | 銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合   | (J／100) 台                    |
|       |                      | 銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合   | J＝10,000－F－H                 |
|       | 1,000㎡を超え5,000㎡までの部分 | 遊技場等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合  | (K／15) 台                     |
|       |                      | 遊技場等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合  | K＝1,000×（遊技場等面積割合）           |
|       | 5,000㎡を超える部分         | 合計面積が5,000㎡未満である場合                | (L／30) 台                     |
|       |                      | 合計面積が5,000㎡以上である場合                | L＝{（合計面積）－1,000}×（遊技場等面積割合）  |
| 事務所   | 5,000㎡までの部分          | 合計面積が5,000㎡未満である場合                | (M／30) 台                     |
|       |                      | 合計面積が5,000㎡以上である場合                | M＝4,000×（遊技場等面積割合）           |
|       | 5,000㎡を超える部分         | 遊技場等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合  | (N／60) 台                     |
|       |                      | 遊技場等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合  | N＝{（合計面積）－5,000}×（遊技場等面積割合）  |
|       | 5,000㎡までの部分          | 専修学校等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合 | (O／60) 台                     |
|       |                      | 専修学校等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合 | O＝10,000－K－M                 |
| 備考    | 5,000㎡までの部分          | 専修学校等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合 | (P／30) 台                     |
|       |                      | 専修学校等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合 | P＝（合計面積）×（専修学校等面積割合）         |
|       | 5,000㎡を超える部分         | 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合   | (Q／30) 台                     |
|       |                      | 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合   | Q＝5,000×（専修学校等面積割合）          |
|       | 5,000㎡までの部分          | 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合   | (R／60) 台                     |
|       |                      | 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合   | R＝{（合計面積）－5,000}×（専修学校等面積割合） |
| 備考    | 5,000㎡までの部分          | 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合   | (S／100) 台                    |
|       |                      | 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合   | S＝（合計面積）×（事務所面積割合）           |
|       | 5,000㎡を超える部分         | 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合   | (T／100) 台                    |
|       |                      | 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合   | T＝5,000×（事務所面積割合）            |
|       | 5,000㎡までの部分          | 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡未満である場合   | (U／200) 台                    |
|       |                      | 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上である場合   | U＝{（合計面積）－5,000}×（事務所面積割合）   |

備考

1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 小売店舗面積割合 合計面積に対する小売店舗の用途に供する部分の床面積の割合

イ 銀行等面積割合 合計面積に対する銀行等の用途に供する部分の床面積の割合

ウ 遊技場等面積割合 合計面積に対する遊技場等の用途に供する部分の床面積の割合

エ 専修学校等面積割合 合計面積に対する専修学校等の用途に供する部分の床面積の割合

オ 事務所面積割合 合計面積に対する事務所の用途に供する部分の床面積の割合

2 この表の（ウ）欄の面積の単位は、平方メートルとする。

〈 計算例 〉

① 小売店舗（15,000㎡）の場合【別表第二で算定】

$$\begin{aligned} & 1,000\text{㎡} \div 20\text{㎡/台} \text{（1,000㎡までの部分）} \\ + & 4,000\text{㎡} \div 40\text{㎡/台} \text{（1,000㎡を超え5,000㎡までの部分）} \\ + & 5,000\text{㎡} \div 80\text{㎡/台} \text{（5,000㎡を超え10,000㎡までの部分）} \\ + & 5,000\text{㎡} \div 0\text{㎡/台} \text{（10,000㎡を超える部分）} \\ = & 212.0000\text{台} \\ = & \underline{212\text{台（自転車190台・原付11台・自動二輪11台）}} \end{aligned}$$

② 小売店舗（15,000㎡）と事務所（15,000㎡）の合計面積（30,000㎡）場合  
（小売店舗の割合50%、事務所の割合50%）【別表第三で算定】

小売店舗

$$\begin{aligned} & (A = 1,000\text{㎡} \times 50\%) \div 20\text{㎡/台} \text{（1,000㎡までの部分）} \\ + & (C = 4,000\text{㎡} \times 50\%) \div 40\text{㎡/台} \text{（1,000㎡を超え5,000㎡までの部分）} \\ + & (E = (10,000\text{㎡} - A - C) \times 50\%) \div 80\text{㎡/台} \text{（5,000㎡を超える部分）} \\ = & 168.7500\text{台} \end{aligned}$$

事務所

$$\begin{aligned} & (T = 5,000\text{㎡} \times 50\%) \div 100\text{㎡/台} \text{（5,000㎡までの部分）} \\ + & (U = 10,000\text{㎡} \times 50\%) \div 200\text{㎡/台} \text{（5,000㎡を超える部分）} \\ = & 87.5000\text{台} \end{aligned}$$

小売店舗＋事務所

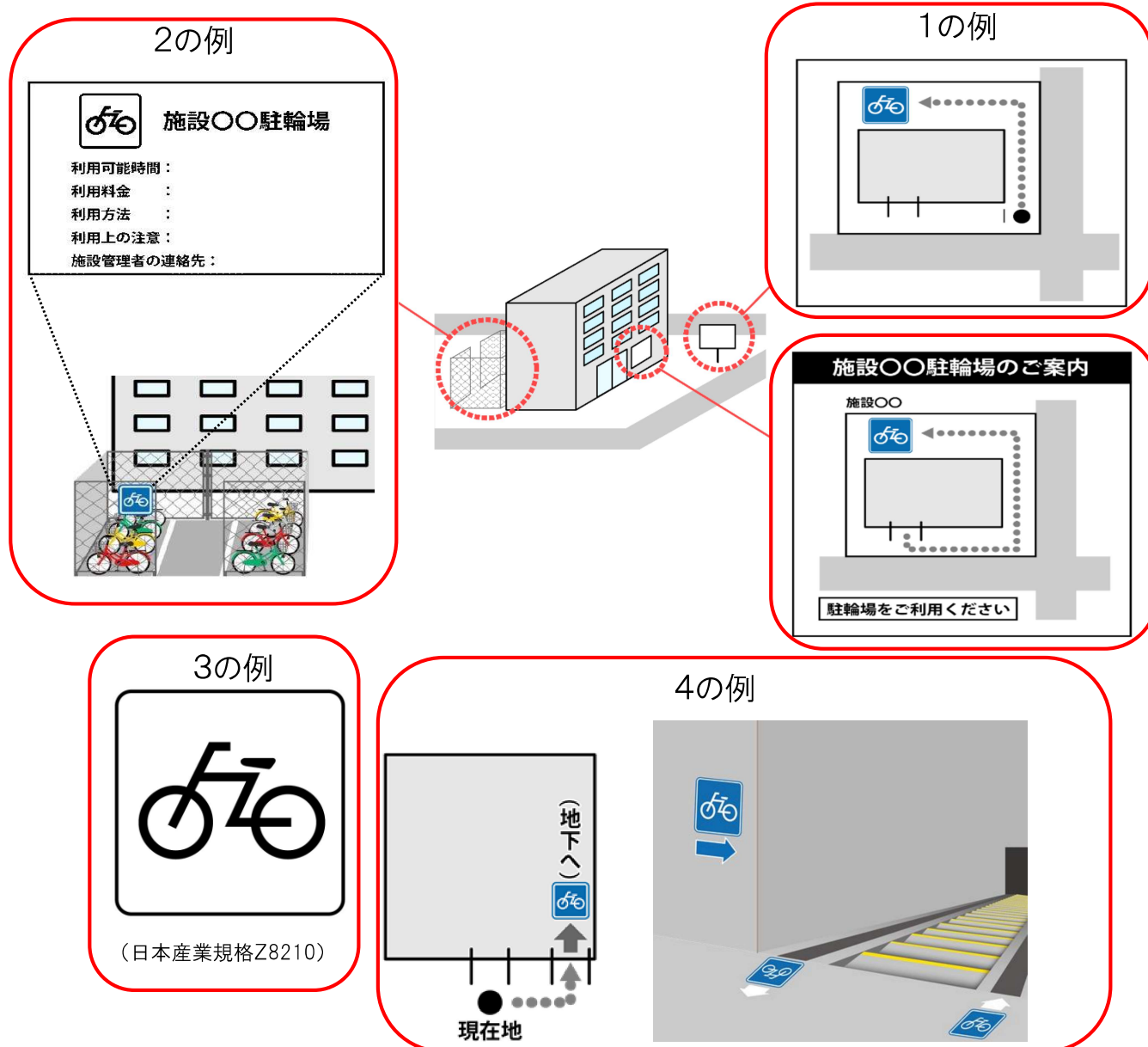
$$\begin{aligned} & 168.7500\text{台} + 87.5000\text{台} \\ = & 256.2500\text{台} \\ = & \underline{256\text{台（自転車230台・原付13台・自動二輪13台）}} \end{aligned}$$

## 5. 位置及び利用方法の表示

条例改正により、令和4年4月1日施行日から、附置義務駐輪場が利用しやすくなる取り組みとして、位置及び利用方法の表示を明確化することにより、駐輪場の認知度の向上を図り、利用を促進します。

### 自転車等駐車場の位置及び利用方法

- ① 自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への経路を示す表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置してください。
- ② 自転車等駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車等駐車場の供用時間、自転車等の駐車方法その他の利用方法を記載した表示板を自転車等駐車場内に設置してください。
- ③ 自転車等駐車場の出入口付近に日本産業規格 Z 八二一〇号の自転車の図記号を記載した標識を設置してください。
- ④ 利用者が施設の出入口付近から自転車等駐車場の出入口を視認できないときは、施設の出入口から当該自転車等駐車場への経路上の施設敷地内において、当該自転車等駐車場へ利用者を誘導する表示を設置してください。



## 6. 自転車等駐車場の構造及び設備

- ① 自転車等駐車場はそれ以外の部分と明確に区画して設置
- ② 駐車区画の構造及び設備

### イ 駐車区画の大きさ

| 駐車区画の種類 | 駐車区画の大きさ        |
|---------|-----------------|
| 自転車     | 0.6 m × 1.9 m以上 |
| 原動機付自転車 | 0.8 m × 1.9 m以上 |
| 自動二輪車   | 1.0 m × 2.3 m以上 |

ただし、駐輪器具等を用いて、自転車等を有効かつ安全に駐車することができる場合は、その規格とすることができます。

ロ 区画線の設置やその他の方法により、駐車区画と自転車等駐車場内の通路(以下「場内通路」という。)を明確に区分してください。

- ③ 通路の構造及び設備

### イ 通路の幅(車両の押し歩き幅)

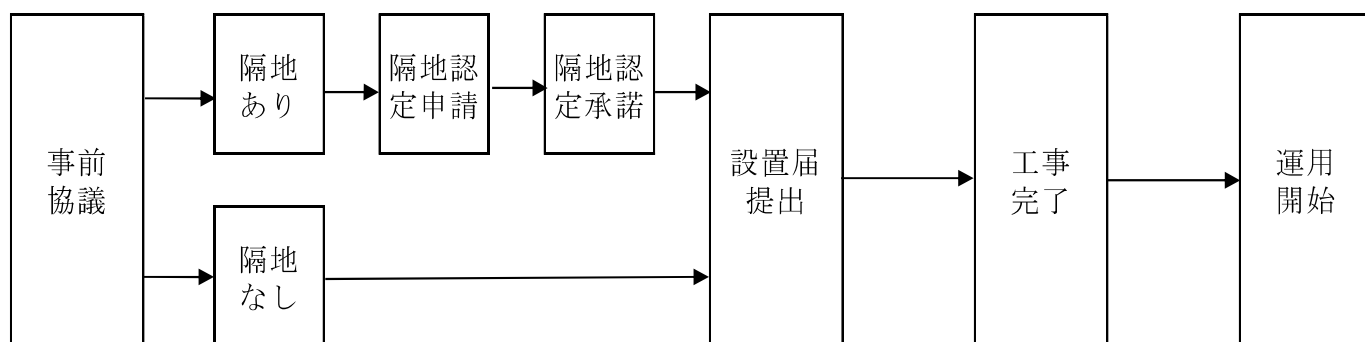
| 通路の種類        | 通路の幅           |
|--------------|----------------|
| 場内通路         | 1.5 m以上        |
| 場外通路(出入口～道路) | 1.5 m以上(直線に限る) |

### ロ 昇降設備

自転車等駐車場を避難階以外の部分に設置する場合は、設置してください。

| 昇降設備等の種類 | 規格等                 |
|----------|---------------------|
| 傾斜路      | 勾配 12.5 %以下(1/8 以下) |
| 斜路付階段    | 勾配 25.0 %以下(1/4 以下) |
| 昇降機      | エレベーター、バイコレーター等     |

## 7. 附置義務駐輪場設置届等手続きの流れ



※申請前に必ず  
相談ください。

※確認申請と同時期に  
提出してください。

※工事完了後速やかに  
提出してください。

※隔地とは：建物敷地内に駐輪スペースが取れない場合、敷地からの歩行距離がおおむね 100m 以内の場所に駐輪スペースを確保すること(詳しくは担当課までご相談ください)

問い合わせ先

仙台市建設局道路部道路管理課自転車対策係

TEL 022-214-8371